

石塚章夫裁判長様 平成15年(行コ)第13号
退去強制令書発付処分取消請求控訴事件に公正な判決を！！

元中国残留孤児の井上鶴嗣さんは「妻の子どもは私の子ども、もう決して離れたくない。」と訴えてこられました。控訴人の娘達夫婦や孫達と、鶴嗣さん家族は、一審で暮らしぶり、それぞれの生い立ちなどを明らかにし、家族の実態があると認められました。血がつながってなくても、あたたかい家族の絆を築き上げてこられた井上さん家族に私たちは一人の人間として心を打たれました。

5歳の時、戦争で中国に一人取り残され、血のつながりがなくても大事に育てられ、自らも血のつながりのない子ども達を、我が子として慈しんでこられたのです。今ふるさとの日本で、ようやく家族に囲まれるささやかな幸せをかみしめておられるのです。

控訴審では、日本に入国する時の手続きにおいて、処分理由とされた「日本人実子を偽装する」明白な不正や偽装が無かったことが証明されたはずです。法廷でビデオ上映も許可され、井上さん家族がどんな毎日を送られていて、2001年11月5日からの退去強制手続きがいかに非人道的なものであったかを、ご覧になったと思います。どうぞ、人間のあたたかさを持って、日本の司法に正義の光があることを私たちにを見せてください。

--